

ICPO の目的は、刑事警察間における最大限の相互協力の確保及び推進並びに一般法犯罪の予防及び鎮圧に効果があると認められるあらゆる制度の確立と発展にある（憲章第2条）。この目的の達成のため、ICPO は、

- ①法執行協力のための全世界的な情報ハブ機能
- ②加盟国の国際犯罪対策を支援する最先端の警察能力の提供
- ③治安に関する世界規模での革新的な取組の先導
- ④世界的な治安維持の枠組において ICPO が果たす役割の最大化
- ⑤活動強化のための財源及び管理体制の整理・統合の5つを2017年から2020年の戦略目標に定め、様々な活動を行っている。



事務総局アトリウム

1 法執行協力のための全世界的な情報ハブ機能

(1) I-24/7 (INTERPOL Global Communications System 24/7)

192の国・地域の警察機関が加盟するICPOにとって、迅速かつ確実な情報交換を行うための国際的な通信手段は活動の基盤として不可欠なものであり、1929年（昭和4年）から独自の通信網の整備拡充に努めている。

1992年（平成4年）以降、それまでの短波通信に代わって電子メールの交換を可能にするメッセージ交換システム（MHS）が導入され、2002年（平成14年）からは操作性及び経済性に一層優れたI-24/7の整備が進められ、2007年（平成19年）に全加盟国・地域が接続された。I-24/7においては、画像等の大容量のデータを十分なセキュリティを確保しつつ送受信することが可能となり、ブラウザによるデータベースサービス等も提供されている。

I-24/7は、加盟国・地域間及び事務総局を結ぶ情報通信の基盤であり、加盟国・地域間の情報交換、データベースの検索等に活用されている。

(2) 犯罪及び犯罪者特定のための支援

事務総局の具体的な活動の筆頭に、国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集、処理、フィードバック等の犯罪及び犯罪者特定のための支援が挙げられる。各国の国家中央事務局から提供された情報は、事務総局において記録・蓄積され、犯罪情勢の分析や国際的なデータバンクとして利用されている。

このほか、事務総局では、各国の国家中央事務局から提供された情報を基に、各国警察に被手配者の動向に対する注意を促し、また、各国における詐欺や強盗、密輸品の新しい隠匿の手口等を各国警察に通報し、犯罪の未然防止、密輸品の水際押収等を支援している。

ア データベース

事務総局は、1989年（平成元年）5月の新庁舎の完成を機に大型コンピュータを導入し、それまで書類によって蓄積してきた犯罪情報を「犯罪情報システム（CIS）」としてデータベース化し、事務総局職員が犯罪情報をオンライン検索できることとなった。1998年（平成10年）からは、「インターポール犯罪情報システム（ICIS）」を導入し、より効果的な情報処理を実現している。

このほか、指紋、DNA等の様々なデータベースが整備されており、各国からの照会に対して事務総局から必要な情報を提供している。2016年（平成28年）11月からは顔画像認識データベースの運用が新たに開始された。

国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難旅券、盗難車両及び盗難美術品に関しては、I-24/7を利用して国家中央事務局に設置された端末装置から直接データベースへ即時検索を行うことができる。

さらに、事務総局は、各国がI-24/7を国家中央事務局から延伸し、第一線におけるデータベースの活用を促進するための取組を積極的に進めている。我が国においても2009年（平成21年）8月から法務省の入国管理局において水際対策に紛失・盗難旅券データベースを活用している。

イ 国際手配

国際手配制度は、ICPO が開発し、発展させてきた制度であり、全加盟国の警察の組織力を通じて、国外逃亡被疑者の所在発見、行方不明者の発見、身元不明死体の身元確認等に努めるものである。

国際手配書及びディフュージョンの2種類の方法がある。

(ア) 国際手配書 (INTERPOL Notices)

国際手配書には次の9つの種別がある。

赤手配書



引渡し又は同等の法的措置を目的として、被手配者の所在の特定及び身柄の拘束を求めるもの

年	2013	2014	2015	2016	2017	2017 年末有効手配数
発行数	8,857	10,718	11,492	12,878	13,048	52,103

青手配書



事件に関連のある人物の人名、その所在地又は行動に関する情報を収集するもの

年	2013	2014	2015	2016	2017	2017 年末有効手配数
発行数	1,691	2,355	3,913	4,129	4,633	10,034

緑手配書



罪を犯した者で、その犯罪を他国で繰り返す恐れのある者に関する警告及び情報を提供するもの

年	2013	2014	2015	2016	2017	2017 年末有効手配数
発行数	1,004	1,216	1,248	930	804	10,995

黄手配書



行方不明者（主に未成年）の所在の特定又は自己の身元を特定することができない者の身元特定のため、情報を求めるもの

年	2013	2014	2015	2016	2017	2017 年末有効手配数
発行数	1,889	2,814	2,505	2,675	2,701	10,147

黒手配書



身元不明の死体に関する情報を求めるもの

年	2013	2014	2015	2016	2017	2017 年末有効手配数
発行数	117	153	129	123	135	1,370

オレンジ手配書



公共の安全に対し、深刻かつ切迫した脅威となる行事、人物、事物又は手口に関する警告を行うもの

年	2013	2014	2015	2016	2017	2017 年末有効手配数
発行数	43	34	36	48	40	133

紫手配書



犯罪者が使用する手口、物、仕掛けや隠匿方法に関する情報を求める又は提供するもの

年	2013	2014	2015	2016	2017	2017 年末有効手配数
発行数	109	94	139	110	187	623

ICPO 国際連合特別手配書



国際連合安全保障理事会の制裁対象である個人又は団体に対する情報を提供するもの

年	2013	2014	2015	2016	2017	2017 年末有効手配数
発行数	79	72	51	33	14	483

このほか、盗難された美術品又は文化的価値を有する物品を探し出すこと又は疑わしい状況で発見された物品を特定することを目的とした盗難美術品手配書がある。

(イ) ディフュージョン (Diffusion)

ディフュージョンは、国家中央事務局又は国際機関から ICPO 通信網に加入している一つ又は複数の国家中央事務局に対して直接送付され、同時に事務総局のデータベースに情報が登録される国際協力要請又は国際警告をいい、その対象者に対して次に記載する特別な目的を有する協力要請又は警告で構成される。

- ① 逮捕、拘束又は移動の制限のため
- ② 所在の特定及び追跡のため
- ③ 追加情報を入手するため
- ④ 身元を特定するため
- ⑤ 犯罪活動履歴の提供による警告を発するため
- ⑥ 情報を入手するため

2 加盟国の国際犯罪対策を支援する最先端の警察能力の提供

(1) 情報共有のための枠組

21世紀における国際犯罪に対して幅広い対応が求められることから、ICPOではテロ犯罪、サイバー犯罪、組織・新興犯罪を柱として、下記の犯罪分野等において、犯罪対策を検討するための専門家による作業部会や情報交換のための捜査官による捜査会議を開催し、法執行機関や官民学の関係機関との連携を通じた専門知識や情報交換の促進等の枠組強化に努めている。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ① 汚職 | ⑩ 人身取引、不法移民 |
| ② 海賊犯罪 | ⑪ スポーツ関連犯罪 |
| ③ 化学、生物、放射性物質、核兵器、爆発物 | ⑫ 戦争犯罪 |
| ④ 環境犯罪 | ⑬ 組織犯罪 |
| ⑤ 偽造医薬品犯罪 | ⑭ テロリズム |
| ⑥ 経済犯罪 | ⑮ 盗難車両犯罪 |
| ⑦ サイバー犯罪 | ⑯ 盗難美術品犯罪 |
| ⑧ 児童に対する犯罪 | ⑰ 不正商品、偽造商品の密輸 |
| ⑨ 銃器の密輸 | ⑱ 薬物犯罪 |

(五十音順)

このほか、1959年(昭和34年)に、麻薬不正取引に関するシンポジウムを開催して以来、逃亡犯罪人対策や法科学等の多様な分野の問題について国際シンポジウムを毎年開催しており、各国警察の専門家が参加して、犯罪対策や捜査技術に関する意見交換を行い、国際協力の強化策が検討されている。

(2) トレーニング・捜査支援

犯罪の国際化及び複雑化に対応し、加盟国が捜査能力を向上させることの重要性に鑑み、ICPOが提供するデータベース、ネットワーク等の利用、ICPOルートでの情報交換等について習得するトレーニングや各種犯罪分野における捜査能力向上のためのトレーニングの実施、オンライントレーニング教材の開発・提供を行っている。

また、IGCIの開所に伴い、サイバー犯罪に関するトレーニング施設の設置やデジタルフォレンジックを駆使した直接的な捜査支援の提供などにより、加盟国が直面する新たな形態の犯罪への対応能力向上を目指している。

3 治安に関する世界規模での革新的な取組の先導

ICPOは、革新的な警察手法やツール、成功事例に関する検討を行い、今後の見通しや戦略的展望につ

いての意見交換を行うなど国際的な調査研究機関としての役割や専門家レベルの交流の場としての機能を強化している。

具体的には、以下のような活動が挙げられる。

- 将来的な動向の調査・分析に関して加盟国との検討の枠組の構築
- 法執行活動に係る革新的手法・技術についての民間機関との研究・開発の推進
- 各国法執行機関幹部が世界的な治安への取組を検討するための会議の開催
- 警察情報の交換に関する基準設定による国際的警察活動の効率化の推進

4 世界的な治安維持の枠組においてICPOが果たす役割の最大化

国際社会が一丸となって治安に関する共通目的を達成するべく、ICPOはその機能を加盟国のすみずみまで行き渡らせることを目指し、ICPOのプレゼンスの向上とICPOに対する支援拡大を図るために次のような活動を行っている。

- 地域事務局及び地域連絡事務所の機能や位置づけの整理並びに特別代表事務所の機能強化
- 世界的な治安維持の枠組において、関係機関が共通の目的達成に向けて連携して取り組むために、ICPOの役割を明確にした指標の策定
- 国際会議などの場における政府高官への働きかけの強化

5 活動強化のための財源及び管理体制の整理・統合

事務総局では、日々変化する法執行環境に適応できる基盤となる財源の確保及び管理体制の整備に努めている。

ICPOの活動の基盤を支える財源は、加盟国からの法定分担金によって賄われているが、近年の治安に関する国際社会や地域のニーズの増加に伴い、加盟国の財政負担のみで活動することは困難となってきた。そこで、ICPOが実施する捜査支援活動や能力向上のためのプログラムに対する加盟国政府からの任意の寄付金等により活動の充実を図っている。

また、ICPOの活動の廉潔性の保持、適切性の確保の観点から、ICPOにおいて扱われる情報処理や財政管理を監督できる専門職員を配備するなど管理体制を強化している。